

弥彦村空き家活用バンク要綱

平成 28 年 12 月 28 日

要綱第 42 号

(設置)

第1条 村内の空き家を有効活用し、定住の促進及び地域の活性化を図るため、弥彦村空き家活用バンクを置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない村内にある一戸建て住宅及び併用住宅、又は営業を目的として建築し、現に営業していない村内にある店舗で、良好な管理状態にあるものをいう。

(2) 所有者 空き家(以下「空き家等」という。)の所有権により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 弥彦村空き家活用バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者からの申し込みにより、当該空き家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、弥彦村空き家活用バンク以外の制度による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家活用バンクへの登録の申込み等)

第4条 弥彦村空き家活用バンクへの空き家等の登録(第2項の規定による登録をいう。)を希望する所有者(以下「申込者」という。)は、弥彦村空き家活用バンク登録申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、必要に応じて行う現地調査等により、登録することが適当と認めた場合は、弥彦村空き家活用バンク登録台帳(様式第2号)(以下「バンク登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定による登録(以下「バンク登録」という。)をしたときは、弥彦村空き家活用バンク登録(変更)完了通知書(様式第3号)を申込者に通知するものとする。

4 村長は、バンク登録をしていない空き家等で、バンク登録をすることが適当と認めるものについては、その所有者に対し、バンク登録を勧めることができる。

5 バンク登録の有効期間は、バンク登録をした日から2年間とする。ただし、有効期間終了後に改めて第1項の規定による申込みにより、再度、バンク登録することができる。

(登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者(以下「情報登録者」という。)は、当該登録内容に変更があったときは、弥彦村空き家活用バンク登録内容変更届出書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録台帳の登録内容を更新するものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

(バンク登録の抹消等)

第6条 村長は、当該情報登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消しなければならない。

(1) 弥彦村空き家活用バンク登録抹消申出書(様式第5号)の提出があったとき。

(2) 第4条第2項の規定によるバンク登録の日から2年を経過したとき。ただし、再度バンク登録の申込みがあったときを除く。

(3) バンク登録の申込内容に虚偽があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により、バンク登録台帳から抹消したときは、その旨を弥彦村空き家活用バンク登録抹消通知書(様式第6号)により情報登録者に通知するものとする。

(登録情報の公開)

第7条 村長は、次に掲げるバンク登録の情報(以下「公開情報」という。)を村のホームページにおいて公開するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報については、この限りではない。

(1) 登録番号

(2) 売却又は賃貸の別

(3) 物件所在地

(4) 物件の概要

(5) 希望売却価格又は賃料

(6) 利用の状況

(7) 設備の状況

(8) 主要施設等までの距離

(9) 位置図

(10) 物件説明図(配置図・間取り図)

(11) 写真

(空き家活用バンクの活用の申込み等)

第8条 公開情報を得て、弥彦村空き家活用バンクを活用しようとする者(以下「活用希望者」という。)は、弥彦村空き家活用バンク活用申込書(様式第7号)に希望するバンク登録された空き家等(以下「希望物件」という。)の登録番号(以下「希望物件番号」という。)その他必要な事項を記入し、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、活用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その申込みの内容を当該希望物件の情報登録者に弥彦村空き家活用バンク活用申込通知書(様式第8号)で通知するものとする。ただし、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(1) 空き家に居住し、又は定期的に滞在しようとする者

(2) 前号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

(情報登録者と活用希望者との交渉等)

第9条 村長は、情報登録者と活用希望者が行う空き家等の売買及び賃貸借に関する交渉、契約等について、直接これに関与しない。

(交渉結果等の報告)

第10条 情報登録者及び活用希望者は、前条の交渉の結果を弥彦村空き家活用バンク交渉結果報告書(様式第9号)で村長に報告しなければならない。

2 情報登録者は、バンク登録した物件の売買、賃貸借に関する契約が成立したときは、弥彦村空き家活用バンク登録抹消申出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 個人情報の取扱いについては、[弥彦村個人情報保護条例](#)(平成17年条例第2号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、弥彦村空き家活用バンクに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。